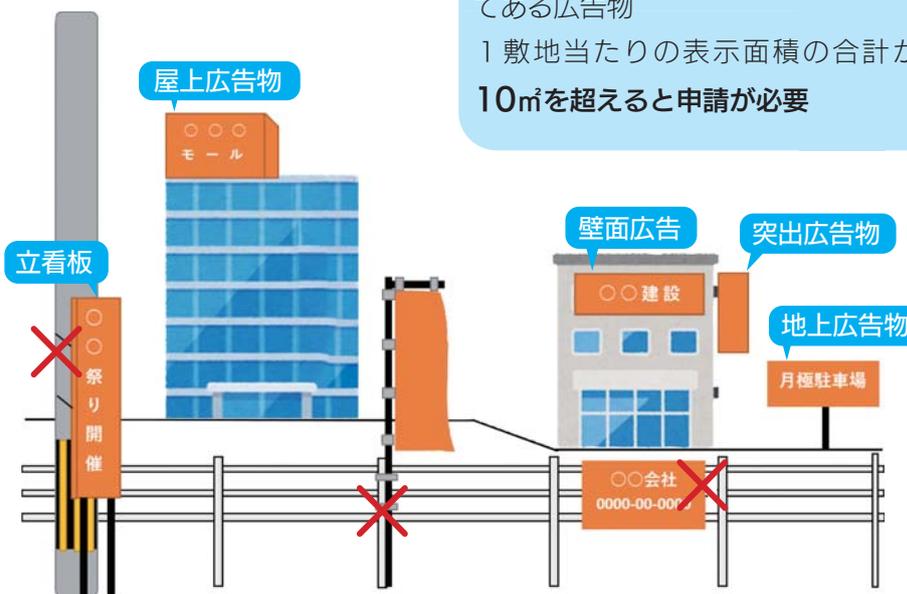


屋外広告物には許可が必要です！

問 都市計画課都市計画係 ☎内線 253

● 屋外広告物とは 常時または、一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの ●

屋外広告物の例



自家広告物	一般広告物
自身の建物や建物の敷地内に設置してある広告物	自家広告物以外
1敷地当たりの表示面積の合計が10㎡を超えると申請が必要	すべて申請が必要

ガードレール、電柱、歩道柵などには設置できません

Q なぜ、自分の店に設置する屋外広告物でも許可が必要なの？

A 広告物が無秩序な状態で乱立するのを防ぎ、良好な景観を保つためです。また、定期的に安全点検などを行うことにより、市民や通行者に与える危害を未然に防止する目的もあります。

Q なぜ手数料が必要なの？

A 許可の手続きにかかる事務費用が発生するので、これを申請者の負担とする観点から手数料が必要です。

Q 面積などによって手数料が変わるのはなぜ？

A 景観に与える影響が大きくなる広告物は設置を抑える必要があるため、面積や数量によって手数料が変わっています。

屋外広告物のルールを守り、地域の安全と美しい景観を維持しましょう！

広告物の表示が禁止されている地域や、申請が不要な場合もあります。設置前に問合せ先までお気軽にご相談ください。

